

熊本県公報

第 1 1 1 9 9 号
平成 16 年 11 月 29 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 漁船保険義務加入の同意の承認……………(漁政課) 1
 - "……………(") 1
 - 救急医療機関に関する認定……………(地域医療推進課) 1
 - あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定……………(市町村総室) 2
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見……………(商工政策課) 2
 - 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(") 2
 - "……………(") 3
 - 建築業法第 48 条第 13 項の規定による同条第 4 項ただし書の許可に係る
意見の聴取……………(建築課) 3
 - 貸金業所在不明者……………(経営金融課) 3
- 登 載 依 頼**
- 漁業権免許漁場計画に関する公聴会の開催……………(内水面漁場管理委員会) 4
 - 教育委員会の会議の開催……………(総務広報課) 5

告 示

熊本県告示第 1153 号

漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。)第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。)第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 12 年 11 月 29 日熊本県告示第 945 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 16 年 11 月 28 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 16 年 11 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

住吉加入区

熊本県告示第 1154 号

漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。)第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。)第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 12 年 11 月 29 日熊本県告示第 946 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 16 年 11 月 28 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 16 年 11 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

宮田加入区

熊本県告示第 1155 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 16 年 11 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山鹿市立病院	山鹿市大字山鹿 511	平成 17 年 2 月 1 日から 平成 20 年 1 月 31 日まで
保利病院	山鹿市大字山鹿 419	平成 17 年 2 月 1 日から 平成 20 年 1 月 31 日まで
大塚病院	鹿本郡植木町豊田 603	平成 17 年 2 月 1 日から 平成 20 年 1 月 31 日まで
上天草市立上天草総合病院	上天草市龍ヶ岳町高戸 1419 番地 19	平成 17 年 2 月 1 日から 平成 20 年 1 月 31 日まで
天草第一病院	本渡市今釜新町 3413 番地 6	平成 17 年 2 月 1 日から 平成 20 年 1 月 31 日まで
健康保険天草中央総合病院	本渡市東町 101 番地	平成 17 年 2 月 1 日から 平成 20 年 1 月 31 日まで
牛深市民病院	牛深市牛深町 3050 番地	平成 17 年 2 月 1 日から 平成 20 年 1 月 31 日まで

熊本県告示第 1156 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨不知火町長から届出があった。

平成 16 年 11 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
宇土郡不知火町大字松合字和田原 1863 の 1 並びに字和田原（1853 の 3 + 1853 の 9 + 1864 の 1 + 1864 の 2 + 1865 の 1 + 1865 の 3 + 1865 の 4 + 1865 の 5）、1865 の 6、1865 の 7、1865 の 8、1865 の 9、1865 の 10、1865 の 11、1865 の 12、1865 の 13、1865 の 14、1865 の 14 及び 1912 の 1 に介在する無番地並びに 1912 の 1 に隣接する無番地（道路）地先公有水面埋立地 1,862.41 平方メートル	宇土郡不知火町大字 松合字和田原

公 告**熊本県公告第 901 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 16 年 6 月 14 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 16 年 11 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリブ健軍 熊本県熊本市若葉一丁目 34 番 1 号
サンリブ清水店 熊本県熊本市清水町大字麻生田鶴中 981 ほか
サンリブ水前寺店 熊本県熊本市水前寺公園 3 番 28 号
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 16 年 11 月 29 日から平成 16 年 12 月 28 日まで

熊本県公告第 902 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成16年11月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クレッセくまもく
熊本県熊本市萩原町118番地ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 熊本木材商業施設
変更後 クレッセくまもく
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 桑原 浩三
変更後 代表取締役 島村 武
- 3 変更の年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称 平成16年10月13日
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成16年5月25日
- 4 変更する理由
営業施策のため
- 5 届出年月日
平成16年10月12日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成16年11月29日から平成17年3月28日まで

熊本県公告第903号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成16年11月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニー桜木店
熊本県熊本市花立一丁目116番ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社サニー
福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番36号 代表取締役 萩原 政利
株式会社ドイ
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目1番16号 土井 いづみ
マルセイドラッグ株式会社
熊本県熊本市上水前寺二丁目6番3号 霍本 一洋
変更後 株式会社サニー
福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番36号 代表取締役 萩原 政利
- 3 変更の年月日
平成16年3月31日
- 4 変更する理由
業者入れ替えのため
- 5 届出年月日
平成16年10月5日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成16年11月29日から平成17年3月28日まで

熊本県公告第904号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、同条第4項ただし書の許可に係る公開の意見の聴取を次のとおり実施する。

平成16年11月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時 平成16年12月6日（月）午後2時から
- 2 開催場所 菊池郡合志町大字幾久富1758-445 永江ふれあいセンター
- 3 聴取事項 熊本市新町一丁目3番8号財団法人熊本YMCA理事長田上正の申請に係る菊池郡合志町大字幾久富字下沖野1866番1338、1866番1339、1866番1413及び1866番1414において社会教育施設を増築することについて

熊本県公告第905号

次の貸金業者については、その営業所又は事務所の所在地を確知できないため、貸金業